



Title	『附釈文互注禮部韻略』の祖本
Author(s)	水谷, 誠
Citation	中国研究集刊. 1997, 20, p. 1-19
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/60950
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

『附釈文互注禮部韻略』の祖本

水谷誠

(創価大学)

うに述べている。

……景祐四年、更刊修『韻略』、改称『禮部韻略』。刊修『廣韻』、改称『集韻』。『集韻』成於『禮部韻略』頒行後二年、是為景祐・寶元間詳略二書。獨用・同用例、復『切韻』之旧、次第亦稍有改移矣。

『集韻』と『禮部韻略』は、丁度という同じ編者によつてなるといふ。また、完成時期も両書それぞれ近似しており、『集韻』は宝元二年（一〇三九年）に、また『禮部韻略』は景祐四年（一〇三七年）に成書した。この間わずかに二年しかない。ただし、一方の『集韻』の方は所収字約五万字の大規模韻書であり、もう一方の『禮部韻略』の方は所収字約一万字の小規模韻書である。このように編者が同じであり、しかも完成時期も近いとすれば、この二つの書物に関連性があるのが当然であると思われる。この点を戴震は、『声韻考』卷二「宋景德韻略」で次のよ

すなわち、戴震は、この二書を「詳略」の関係にあるといふ。この点について、筆者は簡略ながら義注の部分について触れたことがある（注1）。『集韻』の場合、多くが『說文』とまず書名をあげ、次に説解を引くかたちで義注を示す。一方、『附釈文互注禮部韻略』の場合、義注を示さない例も多くあるが、通例『說文』といふ書名は略し説解のみの義注である。この点だけで、

二書の「詳略」の関係を明らかにしたとはいえないが、その一端を例示したということはできるであろう。

また、別稿では、『附釈文互注禮部韻略』に見える反切を中心にして、『集韻』（四部備要本）『廣韻』（沢存堂本、以下同じ）の反切を分類し

てみた（注2）。左の表に示すように、『附釈文互注禮部韻略』と『集韻』とで反切用字の一一致するものが多い。この表の数値をよりわかりやすくするために、比率の数値（パーセント）に改めてみた表も作成してみた。

『附釈文互注禮部韻略』『廣韻』『集韻』反切異同表

			声調	小韻数	三書一致	礼・集一致	礼・廣一致	廣・集一致	三書不一致
計	入声	去声	上平	四八六	六六	三一八	三六	一一	五六
三〇五	五二三	八四五	下平	四八一	八一	二三六	三三	二七	一〇五
八六一	一五〇	四二七	上声	七一五	一三七	三二〇	一七三	一二	七三
一四八六	三〇六	三四六	去声	八四五	四二七	三〇六	四八	一五	五〇
三〇一	一二	四八	入声	五二三	八四五	四二七	三〇六	一五	五〇
七〇	五	四九	計	三三三	三〇五	一四八六	八六一	三〇一	三〇五

『附釈文互注禮部韻略』『広韻』『集韻』反切異同比率表（小数点四捨五入）

		声調				三書一致		礼・集一致		礼・広一致		広・集一致		三書不一致					
		上平	下平	上声	去声	入声	平均	上平	下平	上声	去声	入声	平均	上平	下平	上声	去声	入声	平均
		一四	一七	一九	五一	二九	二六	六五	四九	四五	五六	五九	五一	七	七	七	七	七	七
		二四	二四	二四	二四	二	九	六	六	六	二	二	九	二	二	二	二	二	二
		一〇	一〇	一〇	一〇	一	三	六	六	六	二	二	三	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇

右の比率表から容易に読みとれることは、『附釈文互注禮部韻略』の反切用字が、『集韻』のそれと一致率が高いことがまずあげられる。上から二番目の『附釈文互注禮部韻略』『広韻』『集韻』三書一致の一六%と『附釈文互注禮部韻略』

『集韻』二書一致の五一%を合計すると七七%の比率である。つまり、『附釈文互注禮部韻略』での七七%の反切用字が『集韻』の反切用字と一致するのである。以上のように、反切用字の上からも『附釈文互注禮部韻略』と『集韻』と

の間には、密接な関係があることが見て取れるであろう。

そこで、右の義注及び反切用字という二点での簡単な調査からも、両書の関係を（特に成書

という点において）さらに詳細に考察しなければならないことがわかるであろう。ただし、こ

の考察の前に、『集韻』はさておき（注3）、『附

釈文互注禮部韻略』についての基本的な考察がまだなされていないといえる。この点を簡単にいえば、『附釈文互注禮部韻略』はいわゆる「景德韻略」とどの点で同じであり、どの点で異なるのかという基本的な問題である。王忬麟『玉海』によれば「景祐韻略」は大きな改訂を経ておらず（注4）、本来の姿のままである可能性は低いようである。

よつて、本稿では、『附釈文互注禮部韻略』が、それぞれの項目においてどこまでさかのぼることができ、かつ「景祐韻略」と比較してどのように変化を被つてきたのかを考察してみたい。この点が明確になれば、ほぼ同時にできた『集

韻』と『附釈文互注禮部韻略』の両書の関係を、より詳細に知ることができるようになる。ひいては、『集韻』成書の一端を知る手がかりになる可能性も大であるからである。

二

まず、『附釈文互注禮部韻略』に関する簡単に知りうる事柄について整理してみたい。

最初に注4の『玉海』での事柄からわかる」とを整理してみると、

景祐四年（一〇三七年）丁度『韻略』五卷刊行、

その後の丁度在世中に通用韻を認め、注釈を増やす、

元祐五年（一〇九〇年）孫諤による改訂・増字、

次に『四庫提要』「經部・小学類三」（注5）によれば、

景祐『韻略』は、「令式」を著して南宋末まで変えなかつた。

孫謗らの上奏による増加字は、韻末に付加されている。また、『附秧文互注禮部韻略』での諸本に触れて、次の二種があるとする。

曹寅所刻本

常熟錢孫保家影鈔宋刻本

この二種のテキストしての相違点は、卷初の序文類や巻末の条式類の有無であるとする。また、本稿で問題とする五巻にわたる韻書部分においては相違点がないともする。なお、紹興本というものの存在が知られ、北宋末の欽宗の諱を避けていないとする。

以上の二書での記述を手がかりとして、本稿での課題『附秧文互注禮部韻略』の祖本への遡及性について、以下で述べていきたい。ところど、ここでのただし書きとして本稿で使用する『附秧文互注禮部韻略』のテキストについて、ひとつこと述べておきたい。本稿で用いるのは、

四部叢刊続編本である。このテキストは、「常熟錢孫保家影鈔宋刻本」と同系のテキストである。なお、四庫全書文淵閣本と四部叢刊続編本とは細部の相違（注6）があるが、ここでは四部叢刊続編本を中心にして考えたい。

三

本節では、前節二において述べた『四庫提要』での韻末の増加字について簡単に述べておきたい。

『附秧文互注禮部韻略』では、韻末には、「(元祐)新制添入」と記される文字群がある。これららの文字群こそ、『四庫提要』でいう「孫謗らの上奏による増加字」である。この「新制添入」と記す文字群には、『附秧文互注禮部韻略』での特色の一つである「附秧文」と呼ばれる増注（以下、ここでのただし書きとして本稿で使用する「増注と呼ぶ」）が付いていないことである（注7）。このことから増注部分の注釈は、孫謗増加字以前に付けられたことがわかる。

さらにこの点を補足すれば、『附釈文互注禮部韻略』去声勁韻末に「敬」の小韻が見える。この「敬」の小韻は、『禮部韻略』成書のころ、諱による忌避の対象となつた小韻であつた。つまり、成書のころには削除された小韻であつたのである。ところが、北宋の神宗の時代には旧諱になり、詩の韻字として使用されている（注8）。『附釈文互注禮部韻略』において「敬」の小韻が復活したのは、やはり神宗朝（一〇六八—一〇八五）のころであると考えてよいであろう。そして、この「敬」の小韻に”附釈文”に該当する増注が付いているのである。このことから、増注の付けられたのは哲宗の元祐初年（一〇八六年）以前、すなわち神宗朝のころに付けられたと推定されるのである。以上のように、避諱によつて増注の付けられた年代を考証してきたが、この避諱については五においてもう一度触れることがある。

最後に、”附釈文”部分の注釈には、『集韻』の書名が見えること（去声霽韻の「筮」）も付け加

えておきたい。このことから、”附釈文”と呼ぶ増注は景祐四年（一〇三七年）以後に作成されたことは動かないといえる。また、「敬」の小韻の復活によつて、”附釈文”的増注はさらに神宗朝に年代が下がることになる。したがつて、『玉海』のいう「その後の丁度在世中に通用韻を認め、注釈を増やす」としたその注釈が”附釈文”的増注部分を指すのではなく、官定の本来の義注を指すことは間違いないであろう。なぜなら、丁度は、仁宗期の一〇五三年に没しているからである。『集韻』成書も同じ仁宗期であり、この『集韻』で「敬」を避諱して韻目としてない。同じ皇帝の在位中に避諱の条項が変更されることもないからである。

四

次に『玉海』で述べる無義注について、ここで調べてみたい。『附釈文互注禮部韻略』での”附釈文”部分を除く無義注についてまず見てみたい。

『附釈文互注禮部韻略』無義注表

	總字数	有義注字	無義注字	比率
上平	二〇一九	一四〇四	六一五	三〇
下平	一七七〇	一二三八	五三三	
上声	二〇一九	一七五七	二六二	一一
去声	二一五四	一六五三	五〇一	一三
入声	一五九三	一一四二	四五一	二八
計	九五五五	七一九四	一三三六一	二五

この点については、具体的な数値を示した方がよいと思われる。よつて、以下に韻目・「添入」字を除いた総字数・無義注字数を挙げることにする。

以上の表において、本来ならば各韻ごとの数

値も付けたかったが、これは省略した。ところで、『附釈文互注禮部韻略』では、総字数の二五%が無義注であることがわかつた。しかし、この二五%という数値はやや低いように思われる。というのは、「釈云」で始まる注記が落ちている

としか思えない義注が散見されるのである。これに該当する義注は、「按『説文』」という書き出しで始まるという共通性がある。該当字を例示すれば、日・骨などの常用字が中心になつてゐる。よつて、『附釈文互注禮部韻略』の総字数の二五%よりも、若干多い数が無義注の比率であることを確認して、次に進みたい。

『附釈文互注禮部韻略』では総字数の二五%強が無義注であることから、残りの七五%弱には義注があるわけであるが、それではどのような義注なのかを一瞥してみたい。

ところで、この義注の中で用例を伴つた書名の義注についてはかつて論じたことがある（注9）。その小稿で、この種の義注を“書名義注”と呼んだが、その呼称をここでも用いることにしたい。なおここで簡単な再説となるが、“書名義注”といふものの内容について述べておきたい。

“書名義注”とは、親字の訓詁注釈を補足するかたちで、実際の用例を引用した義注のことをいう。ところで、これだけであるならば単なる引

用注にとどまるものなのであるが、この注と『集韻』の義注とを比較・対照してみると、『集韻』義注の注釈となるようなかたちとなつてゐる。このような性格を持つた義注の一群があるのである。この“書名義注”以外の義注はせいぜい四、五字程度の短い義注である。

では、この短い義注とはどのようなものであるのだろうか。“書名義注”が『集韻』義注と関連性を持つてゐるからには、この短い義注についても『集韻』との関連性を調べてみなければならないことになる。そこで、『附釈文互注禮部韻略』義注を『集韻』を基準にしてその対応関係を見てみたい。ところで、義注を分類するあたり、『集韻』を基準にするからには、『集韻』義注に数多く引用される『説文』説解をも考慮に入れなければならない。したがつて、まず説解と説解以外の『集韻』義注とを分けて調べることにしたい。この二項目のほか、その他と“書名義注”的項目が必要であろう。以上の四つの項目をたてて、『附釈文互注禮部韻略』義注と

『集韻』義注との関連性を見てみたい。

なお、以上の四つの分類基準は大まかなものであつて、『附釋文互注禮部韻略』義注では、『集韻』義注よりも大きく省略されたかたちになっている。このような省略形でも今回は同じ語彙が使われていれば同じと見なした。このような大まかな調査では、いくぶん不正確さをまぬがれえないが、今回は大まかな傾向を知りうるこ

計	入声	去声	上声	下平	上平	有義注字	説解	集韻	その他	書名義注
七一九四	一一四二	一六五三	三一九	四三九	一二三八	一四〇四	二八六	五三五	二三三九	三四四
一六三九	二六七	五一四	五四八	三六九	三二一	一二五七	三一一	一九七	三二二	三五九
一二二五五	二八九	五六四	五四八	三六六	三六九	二六五三	四三九	二三九	二三九	二六六
一一二二	一五一	四三五	四五四	四五四	四一二	一一四二	二六七	一九七	一九七	一五一
一一〇五五	一一〇五五									

(注10)

とが目的があるので、当面の用は足るものと考える。また、「その他」には、『集韻』では地名に関する詳しい説解があるものを、『附釋文互注禮部韻略』では、単に「地名」「国名」「水名」などと簡単な義注にしている場合も含めた。さらに、書名義注の中には、説解に基づいた義注に、書名を伴つた引用が有る場合もあるが、これに類したものもすべて書名義注の項に含めた。

以上の簡単な調査から、義注全体の中、「説解」の占める比率が二三%・『集韻』義注の占める比率が三一%・「その他」の占める比率が一七%・「書名義注」の占める比率が一九%とそれぞれなる。このそれぞれの比率を見ると、「説解」自体のすべてが『集韻』に引かれていることから、この「説解」も『集韻』と関連性を持つことになる。また、「書名義注」のほとんどが『集韻』と関連性を有するから、「その他」以外の八三%の義注が『集韻』との関連性を有することになる。このような粗々の調査においても、反切ばかりでなく義注も、『附釈文互注禮部韻略』と『集韻』との間に関連性があることが確認できた。

ところで、賈昌朝『群經音辨』と『附釈文互注禮部韻略』義注との関連性の有無について調べてみたが、両書の関連性を確認できなかつたことを付言しておきたい。もう一方の『群經音辨』と『集韻』義注との間に関連性が認められる。このことから、『集韻』義注は『附釈文互注禮部韻略』『群經音辨』の二書には親縁関係があるが、『附釈文互注禮部韻略』と『群經音辨』の相互間の影響関係はない、ということがいえよう。この理由としては、『群經音辨』所収の多読字の一部には非常用例が多いために、収録字の少ない『附釈文互注禮部韻略』に収録されなかつたことがあげられるであろう。もちろん、義注相互の非関連性も同様に見なされるものであろう。

五

いままで、『附釈文互注禮部韻略』の義注についてもっぱら述べてきたが、ここでは三でも触れた避諱の問題をさらに詳しく論じてみたい。ところで、『附釈文互注禮部韻略』反切用字での避諱については、注2に引く拙稿にてすでに触れた。また、『增修互注禮部韻略』をも含めたかたちでの避諱については、「『禮部韻略』における「諱名韻」について」(創価大学外国語学科

紀要』創刊号・一九九一年三月)において論じたことがある。この小稿では、避諱による小韻削除について論じた。したがって、削除された小韻からは、『附釈文互注禮部韻略』の祖本に関連するものはないといえる。しかし、反切用字での避諱においては、『附釈文互注禮部韻略』の祖本の問題に関連する事項があるのである。まず、この点について見てみよう。

『附釈文互注禮部韻略』での場合、反切用字と義注とでは避諱の様子が異なっている。反切用字での避諱の場合、原則として諱及びその同音字は用いない。義注での避諱の場合、諱及びその同音字は圈で囲んで用いることにする。特に直接諱を用いるときには、さらに缺筆をすることもある。つまり、『附釈文互注禮部韻略』は、避諱するとき、反切用字では諱及びその同音字を避け、義注では圈で囲んで用いるということをしている。このため、義注の避諱の様子からは、『附釈文互注禮部韻略』と祖本との関係はわからない。

以上の原則で、避諱がなされているのであるが、実は反切用字については、完全ではない。第五代皇帝英宗の諱「曙」と同音の文字「署」(注11)、及び第九代皇帝欽宗の諱「桓」と同音の文字「丸」が反切用字に用いられている(注12)。この両皇帝の諱が反切に用いられたのは、両皇帝とも在位が短期であつたからである。このうちの第九代皇帝欽宗については、ここでは孫譯による元祐年間での改訂以後であるから当面問題としなくてよいであろう。もう一方の英宗の在位期間は、わずか四年であった。このため、英宗での避諱の問題解決に当たつて、「署」の小韻の削除はなされたが、反切用字の方は放置されてしまった。この放置が、単なる偶然か、それとも別の理由によるのか不明であるが、いずれにしても短期の在位によることによつて見逃されたためであろう(注13)。

この諱同音字の放置により、『附釈文互注禮部韻略』は、英宗以前すなわち仁宗末年の姿を留めている可能性が見えてきたことになる。とこ

ろで、『附釈文互注禮部韻略』の祖本ができたのが仁宗在位期（一〇二三～一〇六三）であり、『集韻』ができたのがやはり仁宗在位期である。また、丁度も仁宗在位期に亡くなつた。よつて、この「恕」小韻の反切下字で「署」が用いられていることは、『附釈文互注禮部韻略』の祖本を決定しうる重要な要因であることがわかるであろう。そこで、『増修互注禮部韻略』や『集韻』との比較の上でもう一度この点を考えてみたい。

「恕」小韻での反切用字を見てみると、『附釈文互注禮部韻略』『集韻』が商豫切・『増修互注禮部韻略』が商豫切、とそれぞれなつてゐる。やはり、『増修互注禮部韻略』では、避諱のために反切下字を書き改めている。この点は、欽宗の場合も同じであつて、たとえば、「官」の小韻での反切用字を見てみると、『附釈文互注禮部韻略』が沽丸切・『集韻』が古丸切・『増修互注禮部韻略』が沽歎切、とそれぞれなつてゐる。このように三書を比較することによつて、『附釈文互注禮部韻略』でもともとの反切用字の姿が確

認でき、さらに反切下字の諱同音字の放置についても確認できたといえよう。

六

以上、反切用字から避諱までの各項目ごとに、『附釈文互注禮部韻略』祖本に関わる問題を論じてきた。そこで、ここで今までの論議と『附釈文互注禮部韻略』成書に触れた注⁴に引く『玉海』との間の整合性について見てみたい。『玉海』では、単に『韻略』と呼んでいるが、ここでいう『韻略』は『禮部韻略』のことである。『玉海』ではまず「景祐四年六月丙申、以丁度所修『韻略』五卷頒行」とある。この刊本をいまここで初刻本（注¹⁴）とする。しかし、この初刻本は、賈昌朝の『韻略』多無訓釈、疑混声重疊字挙人誤用」という批判を受けて、丁度は「刊定窄韻十三許附近通用、混声重字具為解注」といつた改訂をしたとある。この刊本を改訂本といつては呼ぶ。改訂本でなされた「窄韻十三」が具体

的にどの韻を指すのか不明である（注15）が、多読字についての義注の大幅な増加があつたことがこれでわかる。この時、同時に多読字でない親字の義注の増加もあつたと思われる。なお、この改訂本は、『集韻』の刊行の後であつたであろう。このように仮定すると、『附釋文互注禮部韻略』の義注が、『集韻』義注と内容的にかなり一致することの理由の説明になると思われる。また、「窄韻十三」での通用韻を認めたことのほかに、この時の改訂が反切用字にもなにがしかの影響を与えた可能性がある。『附釋文互注禮部韻略』の反切用字と『集韻』の反切用字がかなり一致することを、初刻本のままであるとするよりも、ここでは慎重に改訂本のときに変更されたからであると考える（注16）。

こうなると、われわれは、『集韻』刊行後の改訂された『禮部韻略』を見ていることになる。さきほど本稿で『附釋文互注禮部韻略』の祖本は、仁宗朝末までは確かにさかのぼれるとした。しかし、さらにさかのぼれるにしても、『集韻』

刊行後の改訂本『禮部韻略』のところまででしかないということがわかつた。この改訂本刊行の年は、『集韻』の刊行の年一〇三九年から丁度の没年一〇五三年の十四年間に絞られるであろう。そうして、ここでの小結論として、『附釋文互注禮部韻略』は、『集韻』刊行後に出された改訂本『禮部韻略』の姿を（孫諤の増改部分と歴代皇帝の避諱による部分の改訂を除いて）かなり忠実に伝えるものであるといえる。

七

最後に、初刻本『禮部韻略』と改訂本『禮部韻略』との関係について、若干述べてみたい。というのは、改訂本の出現によつて初刻本の散逸が決定的になり、いまでは初刻本の姿が不明になつたからである。そこで、『集韻』刊行後の改訂本と『集韻』とを比較することによつて、初刻本の姿を想像してみたい。

改訂本と『集韻』との比較を通して、両書の

間にある大きな相違点を注目してみたい。まず、音韻の部分について見てみれば、特に注目しなければならない点として、正齒音三等の常母と船母を『集韻』は合併し、改訂本である『附釈文互注禮部韻略』は分けることである（注17）。この点で、改訂本は、切韻系韻書の伝統を引き継ぐものといえる。そして、初刻本も同様であったと考えられる。

また、改訂本は、小韻の所属について平声の「真・諄」韻に関してのみ『集韻』の分け方に従い、「真・諄」韻に相配する上声・去声での小韻の所属については、『廣韻』の分け方に従っている。このほかの「歌・戈」などの開合韻（注18）でも、改訂本は、小韻の所属を『廣韻』の分け方に従っている。一方、『集韻』では、「歌・戈」などの開合韻での小韻所属を『廣韻』と異なるようにしている。やはり、この点で、改訂本は、『廣韻』の区分に従っているといえる。以上の小韻に関する二点において、改訂本と初刻本とでは同じであつたと思われる。一方の

反切用字については、どのような改訂が加えられたか不明である（注19）。さらに義注については、大幅な変更が加えられ、初刻本の姿を想定することは不可能であろう。つまり、われわれが、初刻本の姿をかるうじて想定できるとすれば、それは所收字と韻の枠組みだけであろう。しかし、所收字とこの韻の枠組みだけでも得るものは大きいといえる。その理由を以下に記したい。

初刻本は『景祐韻略』は、『集韻』の二年前に成書した。両書とも同じ丁度の手による。このことから、「景祐韻略」は、『集韻』稿本から抜き出された韻書であるといえる。一步退いてみても、「景祐韻略」と『集韻』とは韻書編纂の初期の段階で稿本を同じくした可能性が大である。もしそうでなく別々の作業であるとすれば、前後二年もの間に続けて二種の韻書（そのうちの一種は過去最大の韻書である）を出すことは不可能であろう。

いままでの考察から、『附釈文互注禮部韻略』

の祖本の所収字と韻の枠組みについては、「景祐韻略」も同様であつたとすると、「景祐韻略」「集韻」編纂初期の稿本では、『廣韻』の韻の枠組み（もちろん所収字も含めて）を引き写すことから始まつたことが想像される。つまり、音韻学史的にいって、『附釈文互注禮部韻略』の祖本を間に入れることによつて『集韻』での『廣韻』からの脱却の様子が割合に細かくわかるのである。『集韻』の『集韻』化が何から始まり何に終わつたかを知ることは、『集韻』研究のためにかなり重要なことである（注20）。繰り返しとなるが、この目的のために、『附釈文互注禮部韻略』の祖本の様子を知ることは何よりも重要なことなのである。

注

1 「附釈文互注禮部韻略」義注より見た『集韻』 義注 『中国文学研究』二十二期・早大

2 中国文学会 一九九六年十一月

3 「關於『禮部韻略』」『九五年黃侃國際學術研討會論文集』掲載予定・武漢大学

4 『『廣韻』與『集韻』』（『語文、情性、義理・中國文学的多層面探討国際學術會議論文集』・一九九六年四月）を参照されたい。

5 『玉海』卷四十五「景德新定韻略」「……景祐四年六月丙申、以丁度所修『韻略』五卷頒行。初說書賈昌朝言、『韻略』多無訓釈、疑混声重疊字挙人誤用。詔度等刊定窄韻十三許附近通用、混声重字具為解注。元祐五年、太學博士孫諤等言韻有一字一義而兩音者、有合用而私相伝為當避者、有合押而『礼部韻』或不收者、七月九日附入『韻略』。……」
以上のように編者の丁度は刊行された直後に再改訂を命ぜられたことが見える。

6 『礼部韻略』 旧本不題撰人。晁公武『読書

志』云丁度撰。今考所併旧韻十三部、與度所『集韻』合。当出度手。其上平三十六桓作歛、則南宋重刊所改。觀卷首載郭守正重修条例、稱紹興本尚作桓、是其証也。考『曾慥類說』引『古今詞話』曰、真宗朝試「天德清明賦」、有閩破題云、天道如何、仰之彌高。會試官亦閩人、遂中選。是宋初程試、用韻尚漫無章程。自景祐以後、勅撰此書。始著為令式、迄南宋之末不改。然收字頗狹、如歛韻漏判字、添韻漏尖字之類。嘗為俞文豹『吹劍錄』所議。故元祐中博士孫諤、紹興中朝散大夫黃積厚、福州進士黃啓宗、淳熙中吳縣主簿張貴謨、嘉定中嘉定府教授吳桂、皆屢請增収。而楊伯嵒亦作『九經補韻』、以拾其遺。然每有陳奏。必下國子監看詳、再三審定、而後附刊韻末。其間或未允者、黃啓宗所增躋一作斎、鰥一作矜之類。趙衛雲『麓漫鈔』尚駁詰之。蓋既經廷評、又經公論。故較他韻書特為謹嚴。然當時官本已不可見。其傳於今者、題曰『附印文互注禮

部韻略』。每字之下、皆列官註於前、其所附互註、則題一”积“字別之。凡有二本。一本為康熙丙戌曹寅所刻、冠以余文煒所作歐陽德隆『押韻积疑』序一篇、郭守正重修序一篇、重修条例十則、淳熙文書式一道。考守正所重修者、名「紫雲韻」、今尚有伝本。已別著錄、則此本非守正書。又守正条例、稱德隆註疴僂其例之辨、似失之拘。今此本無此註、則亦非德隆書。觀守正序、稱書肆版行、漫者凡幾、一漫則一新、必增數註积、易一標題。然則當日『韻略』非一本。此不知誰氏所刻、而仍冠以旧序及条例。其条例與書不相應、而淳熙文書式中、乃有理宗御名。是則移掇添補之明証也。一本為常熟錢孫保家影鈔宋刻、前五卷與曹刻同。但首無序文条例、而末附貢舉條式一卷、凡五十三頁。起元祐五年、至紹熙五年、凡一切增刪韻字廟諱祧諱書寫試卷格式、以及考校章程、無不具載。多史志之所未備、猶可考見一代典制。視曹本特為精善、惟每卷之末、各以

當時避諱不收字、附錄一頁、拏跋乃孫保所加、非原書所有。今削去不載、以存其旧。至曹寅所刻不完本、則附見於此、不別著錄焉。

6

この点については、かつて小稿『禮部韻略』における「諱名韻」について（『創価大学外國語学科紀要』創刊号・一九九一年三月）の補注で触れたことがある。

7 「（元祐）新制 添入」の部分には、あえて”附釈文“の注釈を付けなかつたという解釈もありえるが、韻末の「添入」部分のすべてに”附釈文“の注釈が付いていないことから以上のように考へる。

ただし、例外として韻中に入るような場合

もある。この場合、上平東韻での「倥」が空の小韻の中に混入しているケース（他に上声養韻の「恍」や去声豔韻の「獸」がある）のようないいに、”附釈文“の注釈が付いていないこともある。しかし、上平之韻「釐」、上平咍韻「徠」、下平宵韻「哨」、下平麻韻「哨」、上声皓韻「皞」、

去声寘韻「委」などのように「新制 添入」の注記と”附釈文“の注釈とが並立して韻中にに入る例もある。今回は”附釈文“の有無に關わらず、韻中の「新制 添入」字はすべて例外と見なし考察の対象外とする。

8

この間の細かな考証は、拙稿「蘇軾詩における避諱韻字について」（『中国詩文論叢』十一・中国詩文研究会・一九九二年）において行つた。蘇軾（一〇三六～一一〇一）詩での敬を韻字として使つた例は一五〇頁に示した。なお、「敬」の小韻が旧諱になつたのは、英宗以後と考えられるが、英宗期は短いため、神宗期と考える。

注 1 前掲論文参照。

9

10 前稿『附釈文互注禮部韻略』義注から見た『集韻』義注での”書名義注“の数値に若干のミスがあつた。今回再集計をした本稿の数値の方が正しい。ここに訂正をしたい。

11 去声・御韻・「怨」反切下字。参照、拙稿「附釈文本と増韻本との反切用字の相違について」

(『開篇』十一・好文出版・一九九四年十一月)

一一四頁。

12 上平・桓韻「官」「鸞」など五小韻の反切下字。注¹¹前掲論文一七頁。なお、『四庫提要』でいう紹興本も韻目を含めたかたちでの避諱の放置と考えられる。

13 もうにいえば、『附釈文互注禮部韻略』と『集韻』の反切用字が、去声では一致率が高いこと、「怒」での両書の反切用字がもとのかたちである」との傍証となるであろう。逆に放置されなかつた例としては、高宗での例がある。高宗の諱も去声であつて、候韻の構(見母)である。『集韻』では、「候」の反切用字が、胡邁切である。反切下字の「邁」は、構と同音である。したがつて、『附釈文互注禮部韻略』では、「候」の反切用字は、胡茂切となつて、「邁」を用いていない。

14 『玉海』でいう「景祐四年六月丙申……『韻略』五卷頒行」が、果たして刊本か否かについては、全く確証がない。よつて、「」では、

初刻本を初稿(1ed.)と改訂本を再稿(2ed.)と読み替えた方が誤解が少ないであらう。しかし、初稿・再稿も「なれないので、今回以上のように迷ひ方に終始したい。ただし、一部通用韻の枠を変えたことを指すと見なやう」かもできるが、どのような考え方をすれば十二になるのかよくわからぬいため、以上のように述べる。ちなみに『附釈文互注禮部韻略』での通用韻の枠の変更点は以下の通りである。独用どうしの「文」と「欣」を通用とする。これには平・上・去・入にわたるため四韻となる。去声の「廢」韻は独用であったが、「隊・代」韻と通用させて、これで一韻となる。通用韻「嚴・凡」を分離して、「嚴」を「塩・添」に通用させ、「凡」を「咸・銜」に通用させ。これにも平・上・去・入にわたるためあわせて八韻となる。以上

合計十三韻となるが、『玉海』では、具体的な韻目があげられていないのであくまで見込みである。

16

注¹⁹での説明のよう、『増修互注禮部韻略』の藍本が『広韻』的な反切用字を示している。もし、この藍本が初刻本に近いものであるとするならば、『集韻』反切用字に近い『附釈文互注禮部韻略』祖本は改訂本によるものということになる。よつて、ここでは以上のように考へる。

17

ただし、『附釈文互注禮部韻略』では、例外的に常母小韻と船母小韻との合併をしているところがある。たとえば、「薛」韻の「舌」小韻（船母）と「折」（常母）とが合わさっている。

18

『集韻』が『広韻』と開合韻で異なる様子については複雑があるので、王力『漢語音韻学』（香港中華書局・一九七二年）四六七／八頁での説明に譲りたい。

19

ところで、『附釈文互注禮部韻略』と『増修互注禮部韻略』とでは、反切用字が入声でいささか異なる。『増修互注禮部韻略』では、『広韻』と同じ反切用字を用いるものが『附釈文互注禮部韻略』より多い。注¹¹論文参照。

20

本稿での考察をふまえた『集韻』研究は、別稿で行いたい。